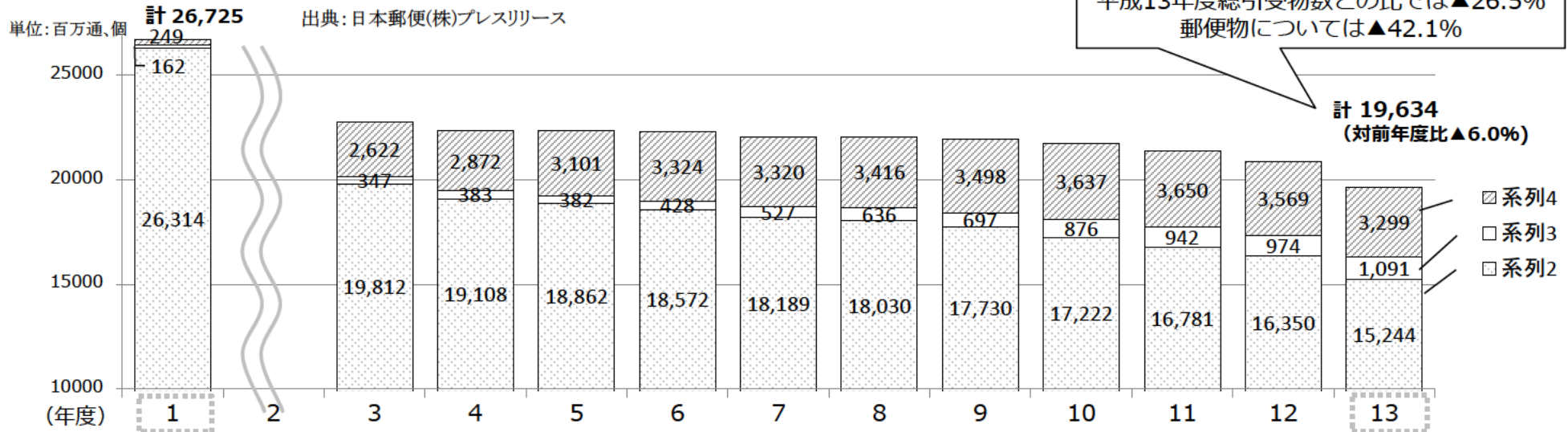


「郵便局データの活用とプライバシー保護の 在り方に関する検討会」に関する参考資料

令和3年10月

- 我が国においては、少子高齢化の進展、都市への人口集中、地域経済の疲弊、デジタル化の進展など**社会環境の変化が進行**。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、環境変化が加速し、利用者ニーズも変化。
- **郵便物数の減少**、長期低金利下における厳しい資金運用環境など郵政事業を取り巻く環境も厳しさを増している。さらに、かんぽ生命の不適正募集事案等により日本郵政は国民の信頼回復に向けた努力が必要に。
- 日本郵政は、直営郵便局及び簡易郵便局あわせて約2万4千の郵便局ネットワーク等の強みを生かして引き続きユニバーサルサービスを提供していく必要。**日本郵政においてはデジタル対応・データ活用が進んでいるとは必ずしも言い難く、また、社会環境の変化に伴い多様化する地域住民の期待に応えていく必要。**

(参考) 引受郵便物等物数の推移



「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」報告書の主要項目

(令和3年7月21日公表)

第2章

日本郵政グループ・郵便局
におけるデータの活用

「信書の秘密」や個人情報保護に
十分配慮した郵便局のデータの
有効活用の促進

第3章

日本郵政グループの
地方創生・地域活性化
への貢献

第4章

日本郵政グループ（日本
郵政・日本郵便）における
コンプライアンス・グループ
ガバナンスの強化

第5章

SDGs (持続可能な
開発目標) 達成・ESG
(環境・社会・ガバナンス)
への取組

報告書概要（抜粋）

第2章 日本郵政グループ・郵便局におけるデータの活用

〔総務省の取組〕

- 利用者の同意を必要とする新サービスについては、日本郵政グループが新規ビジネスを発掘すべきだが、地域社会課題の解決を行うもの、同グループに任せては前進が期待できないものなどについては、実証事業等を通じてその開発・提供を促進する。
- 必ずしも同意を必要としない新サービスについては、**居住者情報、配達データ等の活用を可能とする範囲や留意点等をまとめたガイドライン制定等のための「検討の場」**を設置し、実証事業等も行いながら検討する。

1. 個人の権利の在り方

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等にも拡充する。
- ② 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- ③ 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- ④ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ⑤ オプトアウト規定※により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

令和4年4月以降に同規定による提供を行う場合は、令和3年10月1日より届出可能。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ① 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合※に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等
- ② 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- ① 認定団体制度について、現行制度※に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。

（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする。

4. データ利活用の在り方

- ① 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- ② 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される「個人関連情報」の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方 ※令和2年12月12日より施行

- ① 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- ② 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引上げる（法人重科）。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ① 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- ② 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

<個人情報保護に関する法律>（平成15年法律第57号）

第23条※（第三者提供の制限）

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

※令和3年個人情報保護法改正（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条による改正）後は第27条

<郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン>（平成29年総務省告示第167号）

第13条（第三者提供の制限）

10 前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。

<郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説>

3-5-4 第三者提供の制限における信書の秘密に係る個人データの例外（抜粋）

第10項は、第1項から第9項までの規定の適用に基づき、個人データの第三者提供を行おうとする場合においても、信書の秘密等に関する規定を遵守しなければならないことについて確認する旨の規定である。

このため、**法律上の照会権限を有する者からの照会**（刑事訴訟法第197条第2項、少年法第6条の4、弁護士法第23条の2、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項等）**がなされた場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる。**

<郵便法> (昭和22年法律第165号)

第8条 (秘密の確保)

- 1 会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。
- 2 郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第1項 「信書の秘密」

出典：「郵便法概説」(昭和57年 郵務局業務課内郵便法令研究会)

- ◆ 信書の内容
- ◆ 信書に関する一切の事項 (差出人、受取人の住所又は居所及び氏名)
- ◆ 配達を了したものの、差し出される以前のものは含まない

第2項 「郵便物に関して知り得た他人の秘密」

出典：「郵便法概説」(昭和57年 郵務局業務課内郵便法令研究会)

- ◆ 通信文などの内容
- ◆ 通信そのものの構成要素を成す一切の事項
(郵便物の発受人の住所、氏名、差出個数、取扱年月日 など)

転居届に係る情報に関連する判決等

■ 最高裁判所平成28年10月18日判決 岡部喜代子裁判官補足意見

「転居届に係る情報は、信書の秘密ないし通信の秘密には該当しないものの、郵便法8条2項にいう『郵便物に関して知り得た他人の秘密』に該当し、上告人はこれに関し守秘義務を負っている。この場合、23条照会※に対する報告義務の趣旨からすれば上記報告義務に対して郵便法上の守秘義務が常に優先すると解すべき根拠はない。各照会事項について、照会を求める側の利益と秘密を守られる側の利益を比較衡量して報告拒絶が正当であるか否かを判断すべきである。」

参考：本判決に係る「最高裁判所判例解説（抜粋）」（齋藤 毅 裁判官）

「岡部裁判官の補足意見は、本文前記1（1）及び前掲（注6）の報告義務違反の有無の判断枠組みを念頭に置いたものとみられる。」

- ・ 本文前記1（1）（抜粋）
「一般的に、・・・23条照会を受けた公務所又は公私の団体は、・・・23条照会により報告を求められた事項について報告する法的な義務を負う（ただし、正当な理由（注6）がある場合には報告を拒絶することが許される。）ものと解されている。」
- ・ 前掲（注6）（抜粋）
「「正当な理由」の有無は、報告を受けることによる（公共的）利益と報告を拒絶することにより保護される利益とを比較衡量し、後者が前者に優越する（守秘義務等が報告義務に優先する）といえるか否かによって判断する。この場合、報告を受けることによる利益に関する要素として、照会の必要性・相当性（争点との関係での報告を求める事項の重要性、他の方法によって容易に情報が得られるか否か等）が挙げられ、報告を拒絶することにより保護される利益として、個人の名誉、プライバシー等が挙げられる。」

■ 名古屋高等裁判所平成29年6月30日判決（上記最高裁判決の差戻審）

「転居届は、通信や信書そのものではなく、個々の郵便物とは別個のものである。そして、そこに記載された情報について報告がされても、個々の通信の内容が推知されるものではない。したがって、転居届に係る情報は、憲法21条2項後段の『通信の秘密』にも郵便法8条1項の『信書の秘密』にも該当しないと解するのが相当である…」

「法律上の守秘義務を負っているとの一事をもって、23条照会に対する報告を拒絶する正当な理由があると判断するのは相当でない。…報告を拒絶する正当な理由があるかどうかについては、照会事項ごとに、これを報告することによって生ずる不利益と報告を拒絶することによって犠牲となる利益との比較衡量により決せられるべきである。」

※「23条照会」：弁護士法第23条の2に基づき、弁護士会が、官公庁や企業などの団体に対して必要事項を調査・照会するもの。

提案事項	具体的な支障事例 (抜粋)	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定) 記載内容 ※令元対応方針(令元.12.23閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を <令元>として併記
「空家等対策の推進に関する特別措置法」における所有者の所在を特定する手段拡大	所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してなおその所在の特定が困難となっている事例がある。	<p><平29>【総務省】 郵便法(昭22法165)、個人情報の保護に関する法律(平15法57)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 市町村が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空家等の所有者等の把握に関し必要な情報として郵便の転送情報を求めた場合の取扱いについては、当該情報の信書の秘密への該当性に留意しつつ、当該情報提供の可否及び「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平20総務省)等の改正について、引き続き検討する。(関係府省：個人情報保護委員会及び国土交通省)</p>
求める措置の具体的内容	その際、複数の市町村において、空家等の所有者の所在を確知し、直接改善を働きかけるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることを理由に提供困難との見解であった。	
所有者等の所在をより円滑に把握するため、空家法第10条第3項に基づく市町村からの求めに応じて、郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること。		<p><令元>【総務省】 郵便法(昭22法165)、個人情報の保護に関する法律(平15法57)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき空家等の所有者等の把握に関し必要な情報として日本郵便株式会社に提供を求めた郵便の転送情報については、一定の条件を満たす場合に市町村への提供が可能であることを「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示167号)の解説」において明確化し、市町村及び日本郵便株式会社に令和元年度中に周知する。(関係府省：個人情報保護委員会及び国土交通省)</p>

＜郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン＞（平成29年総務省告示第167号）

第13条（第三者提供の制限）

10 前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。

＜郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説＞

3-5-4 第三者提供の制限における信書の秘密に係る個人データの例外（抜粋）

第10項は、第1項から第9項までの規定の適用に基づき、個人データの第三者提供を行おうとする場合においても、信書の秘密等に関する規定を遵守しなければならないことについて確認する旨の規定である。

このため、法律上の照会権限を有する者からの照会（刑事訴訟法第197条第2項、少年法第6条の4、弁護士法第23条の2、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項等）がなされた場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる。

ただし、信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能と考えられる。

例えば、地方自治体が、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の転居先の情報を照会してきた場合であって、以下の2点を明らかにした場合には、日本郵便株式会社は、当該所有者等の同意を得ることなく、郵便物の転送先の情報を提供することが可能と考えられる。

- ① 当該空家等がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあり、その除去等が周辺住人や通行人の生命、身体の保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等に実施させるためにその連絡先を把握する必要があること
- ② 当該自治体が他に取り得る合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと

なお、この場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならず、例えば個別の信書に関する情報や内容等を提供することまでを許容するものではない。

※破線枠部分を「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」の改正（令和2年3月）にて追記

国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11に基づく、徴収職員等から日本郵便への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を郵便分野ガイドラインの解説で明確化するよう、提案が寄せられている。（提案団体：階上町、八王子市、前橋市等24団体）

提案事項	具体的な支障事例 (抜粋)	各府省からの第2次回答
<p>国税徴収法又は地方税法に基づく徴収職員等への日本郵便株式会社が保有する郵便転送情報の提供を可能とすること。</p>	<p>町税等の滞納者が住民票を移動させずに転出している場合があり、電話連絡や住所地の訪問、戸籍等の利用をもってもなおその所在を特定することが困難になっている事例が存在する。当該事例において、ある滞納者の住所地へ特定記録により書類を郵送したところ、住所地以外へ転送された形跡があったため、所管郵便局に対して、私書箱使用の有無及び転居届の記載内容を照会したが、個人情報保護法及び郵便法の規定による守秘義務の関係から回答不可とされた。</p>	<p>「転居届に係る情報」は、郵便法（昭和22年法律第165号）第8条第2項に規定する郵便物に関して知り得た他人の秘密に該当するものであり、その扱いについては、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説（令和2年3月1日総務省）において、「信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる」としています。</p>
<p>求める措置の具体的内容</p>		
<p>滞納者等の所在をより円滑に把握するため、国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11に基づく、徴収職員又は徴税吏員（以下「徴収職員等」という。）から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」で明確化すること。</p>		<p>他方、「比較衡量」の結果、第三者提供が可能となるかどうかの判断については、郵便物に関して知り得た他人の秘密の扱いについて、個別のケースごとに検討を重ねる必要があり、提供が可能なケースとして「国税徴収法第146条の2及び地方税法第20条の11の規定に基づく協力要請」が含まれるかどうかについても、関係各省や専門家等の意見を交え、慎重に検討するべきと考えています。</p> <p>「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」最終報告書（令和3年7月21日公表）において、日本郵政グループ・郵便局が保有するデータについて、公的分野も含めた活用が提言されたこと受け、有識者等で構成する検討の場を設置することとしており、税の賦課徴収における転居情報の利用についても、郵便局が保有するデータの活用ケースの1つとして、提供の可否や条件等について、検討を行ってまいります。</p>

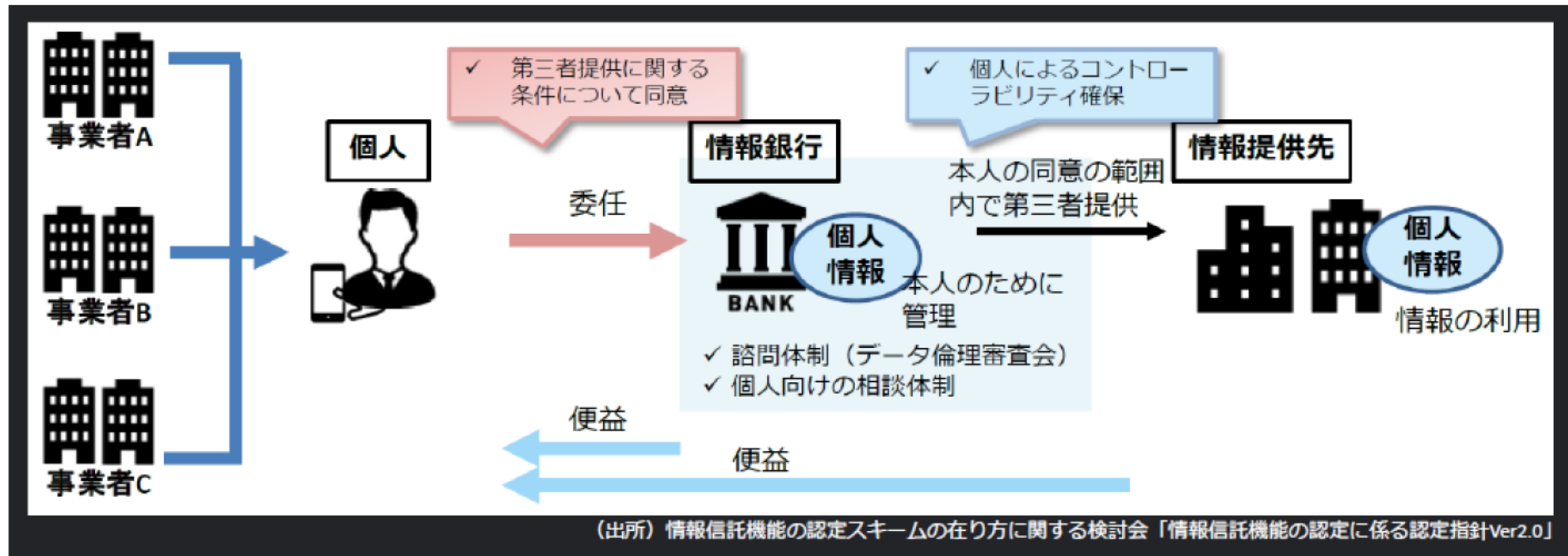
日本弁護士連合会として、弁護士会照会及び郵便分野ガイドラインの適切な運用の実現のため、郵便物に関して知り得た他人の秘密について、比較衡量の結果、弁護士会照会に対応した提供が可能となる具体的な事案について総務省に対して提案。

＜具体的な事案＞

- ① 判決等の債務名義を得た債権者が判決等の内容を実現するために強制執行をするに際し、相手方の住所を特定するために転居先について照会をする場合
- ② これから裁判を受けようとするものが国民の裁判を受ける権利を実現するために相手方の住所を特定するために転居先について照会をする場合
- ③ 郵便物の配達の先後によって権利関係が決まる場合に、その先後関係を立証するために郵便物の配達日時について照会する場合 等

〔情報銀行の定義〕

実効的な本人関与（コントロールビリティ）を高めて、パーソナルデータの流通・活用を促進するという目的の下、本人が同意した一定の範囲において、本人が、信頼できる主体に個人情報第三者提供を委任するもの。



- 政府が定めた認定指針に基づき、日本IT団体連盟が認定。
- これまでに7事業者が認定を受けている。
 - ・ 三井住友信託銀行 “「データ信託」サービス（仮称）”
 - ・ フェリカポケットマーケティング “地域振興プラットフォーム（仮称）”
 - ・ J.Score “情報提供サービス（仮称）”
 - ・ 中部電力 “地域型情報銀行サービス（仮称）”
 - ・ DataSign “paspit”
 - ・ マイデータ・インテリジェンス “マイデータ・バンク「MEY」”
 - ・ MILIZE “保険データバンクサービス（仮称）”

日本郵便

- 居住者情報
(住所、居住者名、事業所名 等)
 - 転居情報
(旧・新住所、転居者氏名(旧姓)、
転送開始日、電話番号 等)
 - 郵便物(書留等)や荷物(ゆう
パック等)の発送・追跡データ
 - 内容証明郵便データ
 - 物販カタログやネットショップの取引
履歴
 - 郵便局倶楽部・みまもりサービスの
会員情報
- 等

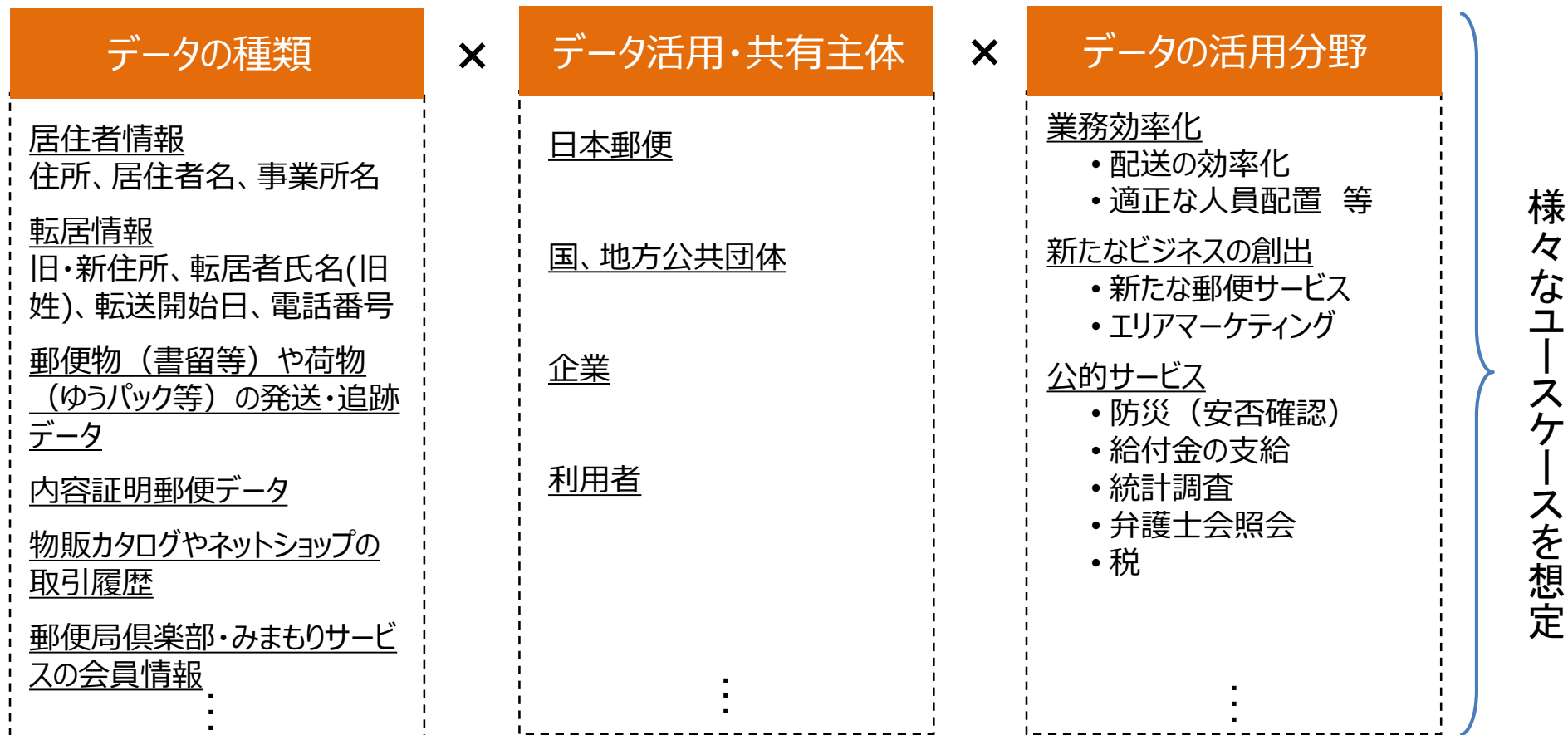
ゆうちょ銀行

- 顧客属性
(住所・氏名・生年月日等)
 - 各種貯金口座(通常、定額定期)
の残高・取引履歴
 - 投信契約の残高・取引履歴
 - 国債契約の残高・取引履歴
 - J Pバンクカードの会員情報
- 等

かんぽ生命

- 契約者・被保険者・保険金受取人等
に係る個人情報属性
(住所・氏名・生年月日等)
 - 契約内容
 - 保険料の払込、保険金等の支払履歴
- 等

出典：「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」最終報告書



様々なユースケースを想定



- ✓ 個人情報保護法との関係
- ✓ 郵便法上の制約
- ✓ 市場・社会の受容性
- ✓ 運用のフィジビリティ

＜官民データ活用推進基本法＞（平成28年法律第103号）

第11条（国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等）

2 事業者は、自らが保有する官民データであって公益の増進に資するものについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

＜オープンデータ基本指針＞（抜粋）

（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）

2. 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

6. 地方公共団体、独立行政法人、事業者におけるオープンデータの取組

（2）事業者

また、電力・ガス、通信・放送、交通等の公益事業分野の事業者については、その公益性に鑑み、本基本指針及び利用者ニーズを踏まえてオープンデータを推進することが望ましい。